

保護者 各位

福島県立いわき湯本高等学校長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校の教育活動に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年3月30日（水）に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、県内全域に適用されていた感染拡大防止重点対策が令和4年4月17日（日）まで延長されることとなりました。「新しい生活様式」を踏まえた学校の対応を令和4年4月17日（日）までは“レベル2”を継続しつつ“レベル1”への移行期間とし、同月18日（月）からは、“レベル1”へ移行することになります。本校においても感染症対策を一層徹底させて参りたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 対象期間 令和4年4月18日（月）～（ただし、令和4年4月1日（金）～令和4年4月17日（日）は移行期間。）

2 本校における基本的な感染症対策について

（1）基本的な感染症対策を徹底します。

- ①登下校時及び在校時（運動時は除く。）、原則としてマスクを着用（不織布マスクを推奨します。特に会話時には必ずマスクを着用すること、また、正しい方法でマスクを着用することを徹底します。）
- ②こまめな手洗い、手指消毒（特に多くの生徒が手を触れる箇所は定期的に消毒します。）
- ③こまめな換気（教室や職員室等の窓を開けるなど、気候上可能な限り、常時換気に努めます。）
- ④身体的距離の確保

（2）健康観察の徹底

ご家庭におきまして、毎朝の検温を必ずお願いします。

- ①毎朝、体温・体調チェックシートに記入し、決められた日時まで担任に提出してください。
- ②風邪のような症状、発熱、強い怠さ、息苦しさ、喉の違和感等の症状がある場合には、必ず「かかりつけ医等の身近な医療機関」または「受診・相談センター」（0120-567-747）に相談してください。
- ③生徒が風邪のような症状や発熱等の症状がある場合は無理をせず、自宅で休養することを徹底してください。出席停止扱いとします。（ただし、移行期間中は、同居する家族等に風邪のような症状や発熱等がある場合も同様の対応をお願いします。出席停止扱いとしますので学校まで御連絡ください。）
- ④登校時や登校後に生徒に風邪症状が見られた場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養することを徹底します。
- ⑤登下校時の感染拡大防止のため、保護者による送迎が可能であれば、御協力をお願いします。
- ⑥健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事）により抵抗力を高めるように努めます。御家庭の御協力をお願いします。

- (3) 「感染リスクの高い学習活動」(部活動において実施する場合を含む。)については、適切な感染症対策を行った上で実施します。(ただし、移行期間中は、適切な感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。)
- (4) 飲食場面では、十分な換気を行います。また、対面としないことや黙食を徹底し、会話をする際はマスクを着用することや飲食中の身体的距離の確保を徹底します。
- (5) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS 等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないこと等、差別や偏見の防止のための指導を徹底します。

3 学校行事等について

- (1) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
(ただし、移行期間中は、宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。また、同期間中、部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止することとしますが、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とします。)
- (2) 他校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
(ただし、移行期間中は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。)
- (3) 部活動における部室利用について、室内が密とならないよう使用し、部室内の換気、清掃等も徹底します。
- (4) 下校時等の会食は控え、会話の際はマスクの着用を徹底します。
- (5) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めます。
- (6) 感染リスクの高い行動を控えるよう指導します。

4 家族における基本的な感染症対策について

- (1) 同居する家族等も毎日健康状態を確認するよう、御協力をお願いします。
- (2) 家庭内における感染症対策についても、「新型コロナ感染対策家庭内総点検チェックシート」を活用し、感染予防方法について改めてご家族で確認するなど、御協力をお願いします。
- (3) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合など、家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスクの着用等の感染症対策を徹底してください。

5 連絡体制について

- (1) 生徒本人や同居している家族等が PCR 検査等を行った場合は、必ず学校まで御連絡ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急ぎ周知する必要がある場合は、一斉メールや学校ホームページ等で生徒・保護者の皆様にお知らせします。

6 組織的な取組の徹底

- (1) 上記1～5の対策を真に徹底するため、学校全体で組織的に取り組みます。
- (2) 必要に応じ、学校医、保健所等の指導・助言・協力を得ながら対策の徹底を図ります